

2016年1月21日

内閣総理大臣 まち・ひと・しごと創生本部本部長 安倍晋三 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正



現在、政府は「まち・ひと・しごと創生本部」の「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、消費者庁・国民生活センター・消費者委員会を徳島県に移転することを検討されています。

東京一極集中を是正し地方を活性化させるため、政府関係機関を地方に移転するという政策は評価でき、これ自体に反対するものではありません。しかし、消費者庁・国民生活センター・消費者委員会については、その果たすべき役割と機能に鑑みて、地方に移転する機関としては不適切であり、当法人としてはこれに反対するものです。

そもそも有識者会議は、道府県等からの提案のうち「中央省庁と日常的に一体として業務を行う機関」や「官邸と一体となり緊急対応を行う等の政府の危機管理業務を担う機関」に係る提案、「現在地から移転した場合に機能の維持が極めて困難となる提案」については受け付けないものとしています。

消費者庁は、従前多数の省庁に分散していた消費者行政を一元化し、その推進の司令塔的役割を果たすものとして創設された組織ですから、各種施策の実施や立法・法改正に当たっては関係する府省庁との密接な連携が不可欠です。また、消費者の安全に関する重大事故の発生時には、官邸及び中央省庁等と一体となり緊急対応を行うことが求められています。

国民生活センターは、全国の消費生活相談情報を集約・分析し、消費者庁と連携して諸問題を検討して関連省庁に意見を述べ、地方消費者行政を支援し、消費者・事業者・地方自治体・各省庁に情報提供を行うという機能を有しています。

消費者委員会は、消費者庁等からの諮問事項を審議するほか、自ら任意の問題を調査して他省庁への建議等を行うという監視機能を有しています。他省庁からの諮問を受ける場合も建議等の監視機能を行使する場合も、他省庁や関連事業者、事業者団体からの事情聴取や協議が頻繁に行われています。

従って、いずれの機関も有識者会議のいう地方移転の提案が受け付けられない典型例です。

さらに、消費者庁・国民生活センター・消費者委員会は、現在多くの任期付公務員、非常勤職員、審議会委員等により支えられているところ、遠隔地に移転した場合、現在と同様の人材を確保し、機能を維持することは極めて困難であると思われます。

以上からすれば、消費者庁・国民生活センター・消費者委員会が地方に移転した場合、国民の生命や健康にも密接に関わる消費者行政の推進が大きく阻害されることは明白であり、その結果、消費者である日本全国の国民の安全や安心が脅かされる結果となれば本末転倒となります。

よって、当法人は、消費者庁及び国民生活センター・消費者委員会の地方移転について強く反対致します。